

## 鹿児島県テレワーク環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、テレワークの更なる導入を図り、多様な働き方を推進するため、予算の定めるところによりテレワークの環境整備を行う団体に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号、以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象事業及びこれに対する補助率及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業	補助率及び補助金額
国の「人材確保等支援助成金（テレワークコース／機器等導入助成）」（以下「国助成金」という。）の対象となる事業で、県内事業所において実施したもの	国助成金の支給決定額のうち、県内事業所分の額に2／3を乗じた額と、上限額65万円を比較して、これら2つのうち低い額

(補助金の交付申請及び実績報告)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書及び規則第13条の補助事業等実績報告書は、補助金交付申請及び実績報告書（別記第1号様式）によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書及び実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 国助成金のテレワーク実施計画（変更）書（様式第1号）の写し
- (2) 国助成金のテレワーク実施計画対象経費内訳書（様式第1号別紙1）（支給申請書（機器等導入助成）提出時のもの）の写し
- (3) 国助成金（機器等導入助成）の支給申請書（様式第5号）の写し
- (4) 国助成金（機器等導入助成）の支給決定通知書（様式第10号）の写し
- (5) テレワーク実施の情報提供に係る同意書（別記第2号様式）の写し
- (6) テレワーク実施対象労働者のテレワークの実施状況が分かる資料（鹿児島県内事業所所属の労働者分）（任意様式）
- (7) 県税について未納がないことの証明書（申請日前2月以内に県の地域振興局・支庁で発行されたもの）
- (8) 誓約書（別記第3号様式）
- (9) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請及び実績報告書の提出期限は、令和5年3月31日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 令和4年4月1日以降に、国助成金の支給決定通知を受けていること。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第5条 知事は、規則第3条の補助金交付申請書及び実績報告書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び確定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第5号様式のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第7条 規則第21条ただし書並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財 産 の 種 類	取得価格又は効用の増加価格が30万円を超える財産
-----------	--------------------------

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。